

資料 7-1 行政区別認定数

(平成26年3月末現在)

事項 区名	認定数	取消数			現在 認定数	事項 区名	認定数	取消数			現在 認定数
		治中等	死亡	他指定 地域 転出				治中等	死亡	他指定 地域 転出	
北	582	245	191	27	119	東淀川	1,032	479	325	46	182
都島	813	333	291	25	164	東成	662	199	313	26	124
福島	889	283	449	18	139	生野	2,536	899	1,184	100	353
此花	3,303	1,614	1,195	53	441	旭	953	391	354	47	161
中央	433	141	187	15	90	城東	3,355	1,414	1,149	109	683
西	763	440	191	17	115	鶴見	1,238	493	367	49	329
港	1,845	855	688	30	272	阿倍野	621	207	262	29	123
大正	2,212	1,124	688	51	349	住之江	1,579	669	550	50	310
天王寺	357	159	119	17	62	住吉	1,185	485	461	43	196
浪速	830	299	395	29	107	東住吉	1,250	478	524	37	211
西淀川	7,037	3,496	2,550	137	854	平野	1,574	661	546	55	312
淀川	1,826	817	626	67	316	西成	2,935	824	1,584	67	460
						総計	39,810	17,005	15,189	1,144	6,472

資料 7-2 認定疾病別内訳

(平成26年3月末現在)

病名	慢性 気管支炎	気管支 ぜん息	ぜん息性 気管支炎	肺気しゅ	計
被認定者数	1,065	5,264	0	143	6,472

資料 7-3 障害等級別内訳

(平成26年3月末現在)

等級	特級	1級	2級	3級	級外	その他	計
被認定者数	0	5	469	4,178	1,686	134	6,472

- (注) 特級 労働不能、常時介護を要する状態
 1級 労働不能、日常生活に著しい制限を要する状態
 2級 労働に著しい制限、日常生活に制限を要する状態
 3級 労働に制限、日常生活にやや制限を要する状態
 級外 3級に該当しない状態
 その他 等級未決定者

資料 7-4 補償給付

種 類	給 付 内 容
療養の給付	被認定者が指定疾病について医療を受けた場合、その医療費の全額を現物支給
療養手当	被認定者が指定疾病について療養を受けた場合、月を単位として、入院・通院の状況に応じて支給 22,600円(通院日数4日以上14日以内)～35,400円(入院日数15日以上)
障害補償費	15歳以上の被認定者が指定疾病により一定の障害の程度に該当する場合に、その障害の程度に応じて定期的に支給 基礎月額 男 子 218,600円 ～ 361,500円 女 子 166,600円 ～ 219,500円 障害等級 特 級 基礎月額+介護加算(46,400円) 1 級 基礎月額 2 級 " の50% 3 級 " の30%
遺族補償費	被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合に、死亡した被認定者によって生計を維持されていた一定の範囲の遺族に対し、10年間定期的に支給 基礎月額 (100%起因する場合) 男 子 191,300円 ～316,300円 女 子 145,700円 ～192,000円
遺族補償一時金	被認定者が指定疾病に起因して死亡し、遺族補償費を受ける遺族がない場合等に一定範囲の遺族に一時金として支給 支給額 (100%起因する場合) 基礎月額×36月
葬 祭 料	被認定者が指定疾病に起因して死亡したときは、葬祭を行う者の請求に基づき支給 支給額 328,000円 ～ 656,000円

(注) 表中の支給金額は、平成26年4月1日現在